平成26年2月25日 第11562号

Image	
世界 は は は な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	
規 給 関 横 調 の を 衛 取 締 接 調 の 区 域 変 生 責 任 者 の 区 域 変 普 通 の 表 活 糖 果 の 表 活 糖 果 の 変 更 の 認 肥 料 成 要 し と と と と と と と と と と と と と と と と ま ま ま ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま ま な ま な ま ま な ま ま な ま ま な な ま な	r_
世	
当 人 指 員 舗 舗 果 公 始 更 普 者 告 行 規 目 に 事 定 の の の 通 の 細 関 委 退 新 変 認 肥 養 則 す 員 任 設 更 証 料 成 の ス 全 み ほ ま ま ま 示 ま 示 ま 示 ま 示 ま 示 ま 示 ま か は ふ	
関委 退新変認 肥養 す員 任設更証 料成の る会及にの告及講示(一則)次	Ļ
	7
例 則 就 す 出 そ 会 例 を 規 の 任 る の の 規 改	Ħ
集 一 届 届 様 表 認 集 正 二 半収 登 部 出 覧 示 定 登 す 」	又
載をのの事載る 改縦項の規 発行	
人 建耕 "経県"道農生 農	
事築地営民路産活産担担	Ц
損 導 援活 備 生 課 課 ^県	.
会 課 課 父 課 課	>
	目次
	担当課(室)

◎岡山県規則第五号

肥料取締法施行細則の 部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆

太

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

取締法施行細則 (昭和二十五年岡山県規則第八十六号) 部を次 ように改正

,

第三条第一項中 「第四条第一 項第四号」 を「第四条第一項第七号」

」を「肥料及び」に改める。

器及び包装を用い 「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第七号」に、 のにあつては、 各荷口又は各個)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する

◎岡山県告示第八十三号

する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。 食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号) 別表第一 の第三の二に規定

平成二十六年二月二十五日

木

太

認定年月日

平成二十六年二月十四日

主催者の名称等

一般社団法人岡山県食品衛生協会

岡山市中区古京町一

目一番一七

受講の申込受付場所

3

県内の各食品衛生協会

二 講習年月日及び開催場所

倉敷市			日 (金)	六年七月四	平成二十六年七月四日(金)
) 国山卡			平成二十六年六月二十日(金)	六年六月-	平成二十六
田山中		水)	平成二十六年五月二十一日(水)	7年五月1	平成二十六
倉敷市			平成二十六年五月十三日(火)	六年五月十	平成二十十
津山市		火	平成二十六年四月二十二日(火)	六年四月一	平成二十十
岡山卡			平成二十六年四月十七日(木)	六年四月十	平成二十十
開催場所	日	月	年	習	講

平成二十六年七月二十四日 (木)	岡山市
平成二十六年八月二十日(水)	1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
平成二十六年八月二十六日(火)	津山市
平成二十六年九月五日(金)	倉敷市
平成二十六年九月十七日(水)	圈山市
平成二十六年十月九日(木)	高梁市
平成二十六年十月十七日(金)	超过卡
平成二十六年十一月五日(水)	倉敷市
平成二十六年十一月十九日(水)	岡山市
平成二十六年十二月二日(火)	津山市
平成二十六年十二月十八日(木)	岡山市
平成二十七年一月九日(金)	倉敷市
平成二十七年一月二十二日(木)	岡山市
平成二十七年二月十八日(水)	岡山市
平成二十七年二月二十六日(木)	笠岡市

 五
 受講料

 四
 講習內容及び時間数

 2
 衛生法規
 二時間

 3
 食品衛生学
 三時間

六千円

平成二十七年三月四日(水)	倉敷市
平成二十七年三月十日(火)	岡山市

◎岡山県告示第八十四号

示を要する普通肥料及びその表示事項を次のように定める。 肥料取締法施行細則(昭和二十五年岡山県規則第八十六号) 第六条の規定により、

昭和五十九年岡山県告示第五百十四号 (表示を要する普通肥料及びその表示事

)に一屋山する

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないでください。	3 土壌中における硝酸化成を抑制する材酸化成を抑制する材料が使用された尿素,液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料
この肥料には、たばこくず (粉末) が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。	2 たばこくずが原料 として使用された普 通肥料
この肥料には,石灰窒素が入っていますから, 施用後24時間以内は飲酒しないでください。	1 石灰窒素が原料として使用された普通 して使用された普通 肥料(原料が石灰窒 素に限られたもの及 び化学的操作を加え たものを除く。)
知事の定める表示事項	知事の定める普通肥料

4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使力ムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料5 動物由来たん白質

この肥料には,チオ硫酸アンモニウムが入っていますから,過剰施用に注意するとともに,施用後一週間以内は播種しないでください。

(飼料及び飼料添加 この物の成分規格等に関 する4令(昭和51年 用してきる4令(昭和55号)別 表第1の2の(1)表第1の2の(1) でするほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

料として生産された

牛由来の原料を原

使用された普通肥料

が原料として

(6に掲げるものを

類由来たん白質をい

肉骨粉又は当該肉骨

粉を原料として生産

◎岡山県告示第八十五号

道路法 とおり変更する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路 0 区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 日から二十日 間 般 の縦覧

道路の種類

湯原美甘線

道路の区域

平成二十六年二月二十五

岡山県知事 木

太

先まで 先から 先まで 先から 真庭市美甘字小 真庭市美甘字小 真庭市美甘字 真庭市美甘字小 区 小 , 田 の 田の 田のそね四二五九番一 田 0 そね四二五九番一 そね四二六五 そね四二六五 域 番四 旧 新 別 シ <u>二</u> 五. 三 五 • ル \bigcirc 延 (メー 九三・七 ル

区

三

道路の

区域

道路の

種類

県道

路

久世中和線

域

新旧

延

員

長

八 二 ·	九 一 四 三 ·	旧	○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地先まで○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は○地子は<li< th=""></li<>
八 - · O		新	○地先まで ○地先まで ○地先まで ○地先まで
(メートル) 長	(メートル)	別	区域

二 路 線 名 東茅部下垣一 道路の種類 県道

	別	(メートル)	(メートル)
真庭市蒜山下和字釜町一九三三番一地先			
から	折	八・○~	
真庭市蒜山下和字丸山一九三九番二地先	亲	二 五 •	- - - - (
まで			
真庭市蒜山下和字釜町一九三三番一地先			
から	Ħ	七 · 四 〈	- - 七 •
真庭市蒜山下和字丸山一九三九番二地先	[]	一 八 • ○	
まで			

◎岡山県告示第八十六号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 般の縦覧

平成二十六年二月二十五日

木 太

		:	県道	種 道 路 類 の
田 泉 茅 部 下 福	久世中和線	:	湯原美甘線	路 線 名
先まで 真庭市蒜山東茅部字茅部野七一二番八二〇地先から 生から 先から	真庭市蒜山下和字丸山一九三九番二地先まで真庭市蒜山下和字釜町一九三三番一地先から	で真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地先まら	真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地先か	区間
		五年二月二十	平成二十六	年 月 用 開 始

のとおり国土調査の成果を認証した。

[七六]

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 太

	見市	者の名称
月 平成二十五年十一	平成二十三年八月	調査を行った期間
地籍簿	地籍図及び	成果の名称
	一 神郷油野の	た地域
	甲成二十六年二月十七	認証年月日

する同法第五条第三項の [七七] 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九 次 0 大規模小 売店舗 (十一号) 0 変更の 第六条第三項にお 届出に 0 11 て、 て

間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 配慮すべき事項に この公告に係る大規模小売店舗 て意見を有する者 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 地域 項 0 \mathcal{O} 規定に 生活環 境 より、 0 保

平成二十六年二月二十五日

· 在 二 月 二 二 二 二 日

岡山県知事伊原木

太

届出事項の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

4称 ニシナフードバスケット玉野長尾店

所在地 玉野市長尾字荒馬六一一番ほ

カ

届出者の名称、住所及び代表者の氏

2

名称 株式会社平成興業

任所 倉敷市水島高砂町五番

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

監論場の位置及び収容台数

(変更前) (駐輪場第 ス -棟西側 来客用台数

三十台(駐輪場第二テナント棟西側 来客用台数)

二箇所 (駐輪場二箇所合計七十六台)

(変更後)

十九台

(駐輪場第一ス

-棟西側

来客用台数)

十九台(駐輪場第二テナント棟西側 来客用台数)

十九台(駐輪場第三スーパー棟西側 来客用台数)

十九台(駐輪場第四テナント棟西側 来客用台数)

[箇所(駐輪場四箇所合計七十六台)

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 十一・四立方メートル (第一A棟北東側)

五・八立方メートル(第二B棟北側)

二箇所 (二箇所合計十七・

(変更後)

(第二B棟北側)

三箇所(三箇所合計十九・

九立方メー

変更年月日

平成二十六年二月十三日

平成二十六年二月十二日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成二十六年二月二十五日から同年六月二十五日まで

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課

0 大規模小 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項 売店舗 の新設に関する届出に て、 の規定によ

の日までに知事に意見書を提出することができる。 公告に係る大規模小売店舗を設置する者がそ て意見を有する者 同法第 の周辺 八条第二項の 地域 \mathcal{O} 規定に 生活環境 0 保持 \mathcal{O}

平成二十六年二月二十五

[県知

太

出事項

小売店舗の名称及び 所在

ズデンキ

地 浅口市鴨方町 ほ

住所及び代表者 0 氏

東京都千代田区飯田橋三丁 ·目一三番

代表者の氏名 代表取締役

3 大規模小売店舗に おい て小売業を行う者の 名 称 住所 及び代表者の

名称 株式会社ビ ツグ · 工 ス

香川県高松市多肥上町

代表者の氏名 代表取締役社長 大坂

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十月一

5 大規模小売店舗内 \mathcal{O} 店舗 面 積

二千四十四平方メ

大規模小売店舗の施設 0 配置に 関

(1)0 八十四台

(2)収容台数

(3)荷さばき施設の面 三十 五平方 ル

(4)廃棄物等の 九 六三立方 メ ル

大規模小売店舗 の施設 運営方法に関する事項

(1)

小売店舗

お

・売業を行う者の

(2)大規模小売店舗にお て小売業を行う者の閉店時刻

(3)来客が駐車場を利用することができる時

午前八時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入

荷さばき施設におい て荷さばきを行うことができる時

(5)

(4)

午前六時から午後九時まで

縦覧の期間及び場所 縦覧の

平成二十六年一月三十一

平成二十六年二月二十五 から同年六月二十五日まで

2

土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。 [七九] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

平成二十六年二月二十五日

円城土地改良区

土地改良区

岡山県知事
伊
原
木
隆
太

楢崎 利雄 楢崎	沼本 宣甫	景山 博文 景山	小林	草地 博 草地	大月 健司	植田 清美	荒谷	國只誠	草地 忠彦	高島	柏原明人	沼本 一義	楢崎優	伊賀 克芳	杭田 幸治	清原 敬介 清原	赤木 邦彦 赤木	小林	小倉 孝男	山本 克己 山本	氏 名 氏	退任役員 就任
利雄	"	博文	"	博 "	IJ	IJ	IJ	IJ	"	"	IJ	IJ	,,,	"	"	敬介	邦彦	"	"	克己 吉備中央町	名 (就任役員
上田西一七九八	円城二一五	上田東三五七	上田西五一三—五	円城五七	上田西五八九	上田東一八六八	円城二九一	上田西二三一七一七	"二三五	ッ 一 五 七	上田東一一三九	円城八三-一	上田西一七〇五	円城一一八六-一	上田東一七二	" 一二七四	上田西一〇六六	" 九五二	案田三三一—一	央町円城一〇四二		折
"	監事	"	"	"	IJ	IJ	"	"	IJ	IJ	IJ	"	"	"	IJ	"	"	"	"	理事	事の別	理事監

山本 修已 猛

能 森 山 大 草 霍 合 片 杉 合 藤 平 小 綱 柳 山 山 勢 本 本 月 地 沢 田 山 本 田 井 倉 嶋 原 本 本 江 恭 八 光 誠 保 津 博 友 康 知 裕 基 浩 美 修 行 郎 明 治 久 伍 樹 孝 将 和 之 輔 延 道 男 巳 猛

【八○】建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

より、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

70

平成二十六年二月二十五日

----|

岡山県知事 伊原木 隆 太

	一平日成二	建第	岡山	指番定
F	一国 平成二十六年二月	建第九一四号	山県指令備中局	年月
			局	日号
四八一番一	三、一四七〇番四、	五番三、一四七四番二、一四七三番	浅口郡里·	道
八一番一四万七番二〇一四万〇番二	七〇番四	一四七四	口郡里庄町大字里見字山中一四七	路 の
— <u>Ш</u> /'	<u> </u>	番二、一	里見字山	位
祖 — —	四七九番二、	四七三番	中一四七	置
				•
			六・○五	(メートル)(メートル)道路の幅員 道路の延長
		0	一 一 五 •	(メートル)
			•	トル) 延長

◎岡山県人事委員会規則第一号

初任給調整手当に関する規則の 部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

山県 人事委員会委員長 西

秀

史

初任給調整手当に関する規則の 一部を改正する規則

のように改正する。 初任給調整手当に関する規則 (昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号) \mathcal{O} 部を

第二条第 一項中

「の各号」を削 同項第三号中 「条例第十条の二の」 を 「同条

第三条中

 σ

各号」を削り、

同条第一号中

「臨床研修

(第六条」

を

条第一項」 「実地修練 (第六条) を 「実地修練 (同項」 に改める。

第五条中 五年」 に改める。

第六条第一項中「それぞれ採用の 日又は第四条」を「それぞれ採用の

採用の 日又は第四条」を 採用の 日又は同条」 に改める。

別表第二中

円 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 _ を

円

30,000

27,000

24,000

21,000

18,000

15,000

12,000

9,000

6,000

3,000

に改める。

則

この規則 は、 平成二十六年四月 か ら施行する。